

地震に強い住宅を応援します！

（木造住宅耐震診断・耐震化補助金）

耐震診断希望者の募集

■ 診断費用

診断費用は**無料**です。ただし、業者への次の費用がかかります。

- ・ 交通費 1, 0 0 0 円程度
- ・ 建物図面作成費 5, 0 0 0 円程度（建築確認通知書をお持ちの場合は不要）

■ 対象となる住宅

廿日市市にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- ・ 木造の一戸建ての住宅、長屋または併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上）
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
（ただし、昭和56年6月1日以降に増築された場合は対象とならないことがあります。）
- ・ 在来軸組構法または伝統的構造で建築されたもの
- ・ 地階を除く階数が2以下のもの



耐震化補助金

工事内容		耐震改修工事	耐震シェルター設置	耐震ベッド設置	現地建替え	非現地建替え	除 却
補助内容		工事費の80% (上限115万円) ※居住誘導区域でない場合は上限57万5千円	設置費の50% (上限12万5千円)	設置費の50% (上限12万5千円)	工事費の80% (上限115万円) ※居住誘導区域に限る	工事費の23% (上限97万8千6百円)	工事費の23% (上限30万円)
補助対象費用		耐震改修工事費	耐震シェルター設置費	耐震ベッド設置費	除却工事費 新築建築工事費	除却工事費	除却工事費
補助対象要件	共通要件	・ 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの ・ 木造の一戸建ての住宅または併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上） ・ 在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの ・ 階数が2階以下のもの ・ 建築基準法の規定に適合して建築されたもの ・ 賃貸用に供していないもの ・ 補助対象事業完了後も市内に居住するもの					
	個別要件	・ 申請時において、所有者等が自己の居住の用に供していること ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、倒壊の危険性があると判断されたもの			・ 申請前日において、所有者等が5年以上継続して居住している ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、倒壊の危険性があると判断されたもの、または簡易耐震診断による評点の合計が7以下のもの ・ 道路に面するブロック塀の内、倒壊の危険性が認められるものがある場合は、補助対象事業完了までに改善されるもの ・ 補助対象住宅の全てを除却すること		
		・ 耐震改修後の上部構造評点を0.3以上向上させ、かつ1.0以上とすること			・ 補助対象者が自ら居住するための一戸建て住宅を建替えること ・ 建替え後の住宅は省エネ基準に適合すること		
		・ 次のいずれかに該当する方 ア 申請時において65才以上 イ 身体障害者手帳を所持 ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持 エ 療育手帳を所持 オ 介護保険法による要介護又は要支援認定 カ 医師の診断による災害時要援護認定 ・ 要綱に記載した製品を製造者が推奨する設置方法により設置するもの ・ 上記製品と同等以上と市が認めたもの			・ 居住誘導区域内に、補助対象者が居住するための一戸建て住宅を建替えること ・ 補助対象者が耐震性を有する住宅に居住すること		
		・ 設置後10年間処分しないこと					

■ お問合せ先

建築指導課
廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL：0829-30-9191

